平成１９年（フ）第８１号
富山県高岡市辻223番地の２
破産者　有限会社立上運送
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０号
熊本県人吉市下林町1979番地10
破産者　愛甲　泰弘
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３９３号
群馬県前橋市元総社町947番地11
破産者　シイエー資材株式会社
１　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
２　一般調査期日　平成21年12月１日午前10時15分
平成21年10月28日　前橋地方裁判所
平成２１年（フ）第１６７８号
横浜市泉区上飯田町1098番地６　斉藤ハイツ101号
破産者　金森　敏郎
１　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月21日午後１時30分
平成21年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１０７３号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―306号
破産者　安本　陽子
１　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月22日午後１時30分
平成21年10月28日
神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第６４７号
京都市中京区西ノ京三条坊町２番地の２　サンハイツ西ノ京108号
破産者　竹一ゼミナールこと　竹田　栄子
１　破産債権の届出期間　平成21年12月９日まで
２　一般調査期日　平成22年１月20日午後３時30分
平成21年10月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第３２号
山形県南陽市宮内2001番地の１
破産者　加藤建設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
２　一般調査期日　平成22年２月２日午前10時10分
平成21年10月27日　山形地方裁判所米沢支部
平成２１年（フ）第３１５６号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番32号
破産者　日正製作株式会社
１　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
２　一般調査期日　平成22年１月25日午後３時30分
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第３１５８号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―304号、前住所大阪府寝屋川市太秦東が丘10番８号
破産者　正法地公子
１　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
２　一般調査期日　平成22年１月25日午後３時30分
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第１０２０号
札幌市白石区栄通６丁目12番11号コーポ土肥Ｂ―202号、破産手続開始決定時の住所札幌市北区篠路町上篠路６番地78
破産者　工藤　安男
１　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
２　一般調査期間　平成21年12月４日から平成21年12月11日まで
平成21年10月28日
札幌地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２１年（フ）第２３９号
山形県西村山郡大江町大字藤田10番地の４
破産者　松田　彦仁
破産管財人　大江　修司が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　田中　　暁
平成21年10月19日　山形地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第８１号
福岡県宮若市沼口1199番地の２
破産者　株式会社九州施設
１　期日　平成22年１月22日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月29日　福岡地方裁判所直方支部
平成１８年（フ）第８２号
山口県下関市長府松小田中町13番14号、旧住所福岡県宮若市沼口1199番地２
破産者　中川　修一
１　期日　平成22年１月22日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月29日　福岡地方裁判所直方支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第５９５号
宮崎市大塚町流合5080番地１
破産者　株式会社カマタ
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年10月29日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第８３号
山口県宇部市大字中野開作239番地３、開始決定時の住所山口県宇部市大字西万倉583―２
破産者　縄田　賢治
１　異議申述期間　平成21年12月22日まで
２　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
平成21年10月29日　山口地方裁判所宇部支部

債権調査の特別期日

平成１６年（フ）第２５１５号
大阪市北区曽根崎新地２丁目２番16
破産者　株式会社ダイシンファイナンス
特別期日　平成21年12月18日午後３時
平成21年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３０３２号
大阪市北区天満３丁目３番７―1101号
清算株式会社　株式会社関西総合企画
代表清算人　椋本　幸春
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２号
青森県八戸市長苗代１丁目１番１号
再生債務者　中村建設工業株式会社
１　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年２月12日から平成22年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部